

## 【資料編（１）】

### 《標準的な市町村津波避難計画》

- ここで示す「標準的な市町村津波避難計画」は、計画の骨子を示したものであり、市町村の状況に応じて、本編を参考に適宜、記載の充実を図ることが望ましい。

# 市町村津波避難計画の作成例

〇 〇 市 津 波 避 難 計 画

令和 年 月作成

〇 〇 市（町村）

## － 目 次 －

### 第1章 総 則

- 1 目 的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意味

### 第2章 避難計画

- 1 避難対象地域
- 2 避難困難地域
- 3 指定緊急避難場所・避難目標地点
- 4 津波避難ビル等
- 5 避難路・避難経路
- 6 避難方法

### 第3章 初動体制

- 1 職員の連絡・参集体制
- 2 津波情報の収集・伝達

### 第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

### 第5章 避難指示の発令

- 1 発令基準
- 2 発令時期及び発令手順
- 3 伝達方法（伝達系統）

### 第6章 避難行動要支援者の避難対策

- 1 情報伝達・共有
- 2 避難行動の援助
- 3 社会福祉施設等の避難対策

### 第7章 津波防災教育・啓発

### 第8章 避難訓練

### 第9章 その他の留意点

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、滞在者、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。

### 2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要と認めるときには、これを修正する。

### 3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

#### (1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水区域や津波シミュレーションによる津波の浸水区域に基づき定める。最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときを想定する。

#### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市（町・村）が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で抽出する。

#### (3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

#### (4) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に住民等が設定する場所をいう。とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。

#### (5) 避難路

避難する場合の経路で、市町村が指定する主要道路をいう。

#### (6) 避難経路

避難する場合の経路で、住民が選定するものをいう。

#### (7) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（法第49条の4）。

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する指定避難所とは別のものである。ただし、指定緊急避難場所と指定避難所は兼用することはできる。

(8) 津波避難ビル

津波浸水想定区域内において、避難者が、一時的もしくは緊急避難・退避する建物をいう。津波による浸水のおそれのない地域の避難施設や高台は含まない。

## 第2章 避難計画

### 1 避難対象地域

避難対象地域は、島根県（以下、「県」という。）による「最大クラスの津波」を想定した9つの想定地震（断層）による津波シミュレーション（以下、「津波シミュレーション」という。）において作成された津波浸水想定図に基づき抽出したものである。

注）県が作成した津波浸水想定図は、9断層のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる津波浸水想定区域を示したものである。

ただし、安全性の確保及び円滑な避難等を考慮して、津波シミュレーション結果では浸水しないが、予測の不確実性を考慮した場合には浸水の恐れがある区域（バッファゾーン）を加え、津波浸水想定区域よりも広い範囲を抽出する。

また、避難対象地域の抽出にあたっては、避難指示を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わること、避難の際に、地域内での助け合い等も重要であることから、町内会等、コミュニティブロックを基本単位とする。

### 2 避難困難地域

避難対象地域のうち、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を避難困難地域として設定したものである。

市町村においては、避難対象地域内で、避難目標地点までの距離が500m以上の地域が該当する。

注）津波到達予想時間によっては、避難目標地点までの距離が500m未満となる場合がある。

避難困難地域は、避難訓練等を実施して、津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、必要と認めるときには、修正する。

避難困難地域の抽出は、以下の①～⑤の手順で行う。

#### ①津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間は、県により実施された津波シミュレーション結果に基づき設定する。

〇〇市の津波（第1波）到達予想時間	〇〇分
-------------------	-----

注）津波（第1波）到達予想時間とは、津波シミュレーションにおける「海面変動影響開始時間」（地震発生から海面に±0.2mの海面変動が生じるまでの時間）を指す。

#### ②避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ避難する際の目標地点を、避難対象地域の外側に設定する。

避難目標地点設定の考え方は、第2章「3 指定緊急避難場所・避難目標地点」に記載する。

#### ③避難路、避難経路の指定・設定

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。

避難路、避難経路の指定・設定の考え方は、第2章「5 避難路・避難経路」に記載する。

#### ④避難可能範囲の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式より算出する。ただし、この計算結果が500mを超える場合は、500mとする。

避難可能距離	=	(歩行速度)	×	(津波到達予想時間－2～5分)
●●m	=	(1.0m/秒×60秒/分)	×	(●●分－2～5分)

歩行速度の1.0m/秒は、老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等を目安とする。

また、地震発生から2～5分後には避難を開始できるものと想定する。

#### ⑤避難困難地域の抽出

前記①～④までの検討に基づき、避難対象地域のうち津波到達予想時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を通して避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として設定する。

### 3 指定緊急避難場所・避難目標地点

避難者一人ひとりが、津波避難を円滑に行うために、指定緊急避難場所・避難目標地点を指定・設定するものである。

#### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所であり、避難対象地域の範囲を勘案して指定する。

#### (2) 避難目標地点

避難目標地点は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める地点であり、住民等が設定する。

### 4 津波避難ビル等

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる避難ビルを、住民等及びビル所有者と協議のうえで市町村が指定する。

指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・RCまたはSRC構造で、原則として、基準水位以上であること。
- ・十分な耐震性を有していること。
- ・外部から避難が可能な階段があること。

## 5 避難路・避難経路

### (1) 避難路

市町村は、必要な安全性や機能が確保されている避難路を指定する。  
指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数などに応じた幅員を有すること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・原則として、津波の進行方向と同方向に避難できること。
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること。

### (2) 避難経路

住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。  
設定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・短時間で避難路または避難経路に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・原則として、海岸方向に向かう経路ではないこと。

## 6 避難方法

避難にあたって自動車を使用することは、次の理由により円滑な避難ができない恐れがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により走行できない。
- ・渋滞や交通事故の発生により走行できない。
- ・自動車が徒歩による避難者の避難を妨げる。

ただし、以下のやむを得ない事情がある場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討することを条件に、自動車による避難を認めるものとする。

- ・高齢者等で、徒歩による避難が困難な場合。
- ・避難困難地域で、徒歩による避難では津波到達時間内に避難が間に合わない場合。
- ・自動車の使用によって渋滞や交通事故が発生する恐れが少ない場合。
- ・やむを得ず道路に駐車して避難する場合には、緊急車両等の通行の妨げとならないように配慮し、ドアロックせずにエンジンキーはつけたままとする。



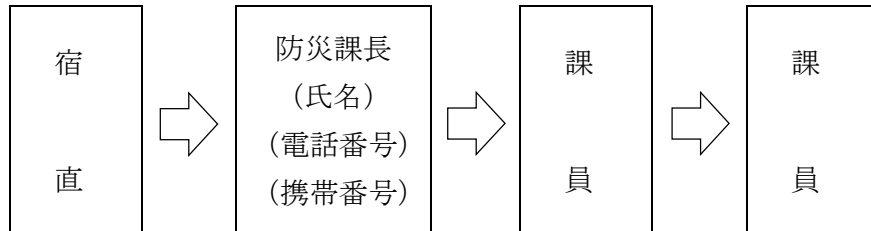
避難対象地域、避難困難地域、指定緊急避難場所・避難目標地点、津波避難ビル、避難路は次のとおりとする。

地区名	避難対象地域	避難困難地域	指定緊急避難場所	避難目標地点	津波避難ビル等	避難路	備考
〇〇	〇〇地域 ・〇世帯 ・〇人	〇〇地域 ・〇世帯 ・〇人	〇〇公園 〇〇小学校	〇〇神社 ・標高〇m	〇〇公民館	市道〇線 ・幅員〇m	
△△	△△地域 ・△世帯 ・△人	△△地域 ・△世帯 ・△人	△△中学校	△△商店 ・標高△m	△△事業所	市道△線 ・幅員△m	
	□□地域 ・□世帯 ・□人	□□地域 ・□世帯 ・□人	□□公園 □□公民館	□□郵便局 ・標高□m	□□ホテル	市道□線 ・幅員□m	

### 第3章 初動体制

#### 1 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に、大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合の市町村職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は、〇〇市町村地域防災計画等に定めるとおり、次による。

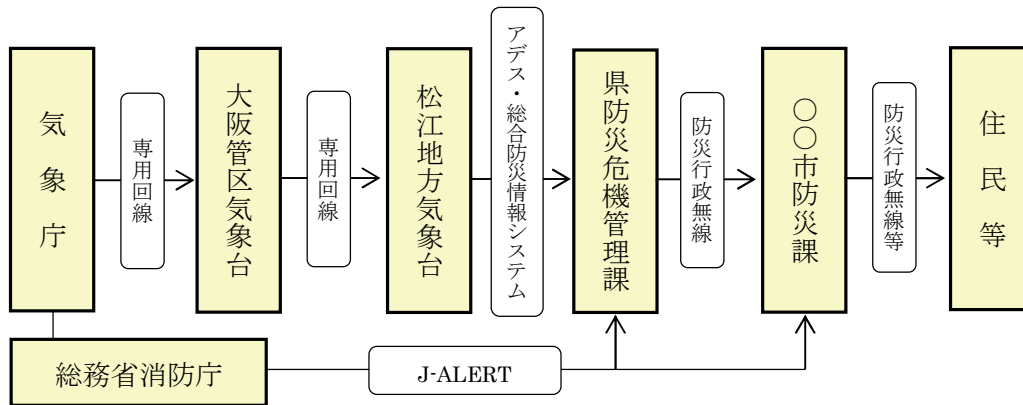


職員は、強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、参集するものとする。

#### 2 津波情報の収集・伝達

##### (1) 津波情報等の収集・伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



市（町村）から住民等への情報伝達は次のような方法で行う。

伝達対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民、滞在者〔観光客、海水浴客、釣客等〕、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海洋工事関係者等</li> <li>● 避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等</li> </ul>
伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な場所・状況にある人に確実に情報が伝達できるように、多様な手段により行う</li> <li>● 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（防災メール、緊急速報メールを含む）、電話・FAX、有線放送、コミュニティ FM、CATV、アマチュア無線、インターネット、ワンセグ等</li> </ul>

## (2) 津波の実況等の情報収集

津波の実況把握は、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報における沿岸又は沖合の津波観測結果等の収集、地方公共団体等の整備による監視用カメラや津波観測機器等により行う。

また、高台等の安全な場所から目視により海面状態を監視する。

情報収集体制は次のとおりとする。

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
〇〇海岸	〇〇消防団	防災行政無線、 一般加入電話等	〇〇消防本部 (電話番号)

## 第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導、水門等の閉鎖活動等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保を最優先することを前提として、次の対策を講じる。

- 自らの命を守ることが最も基本であり、それを踏まえて避難誘導等を行うという原則を明確にする。
- 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深める。また、無線等の情報伝達手段を整備し、避難誘導等の従事者への情報伝達を確保する。
- 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保について、避難行動要支援者自らが防災対策を検討するとともに、地域での共通認識を確立する。
- 水門等の閉鎖活動を行う市（町）職員、消防職団員等においては、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避するものとする。

## 第5章 避難指示の発令

### 1 発令基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

- ① 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合及び大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合。
- ② 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて、かつ市町村が避難の必要を認める場合。

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に対応した避難指示の発令対象地域（避難の対象とする地域）は次のとおりとする。

大津波警報 発表時	● 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域 <地域住民等に正確に伝わるように具体的に示す>
津波警報 発表時	● 海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域 <地域住民等に正確に伝わるように具体的に示す>
津波注報 発表時	● 基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域 <地域住民等に正確に伝わるように具体的に示す>

### 2 発令時期及び発令手順

避難指示の発令は、市町村が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

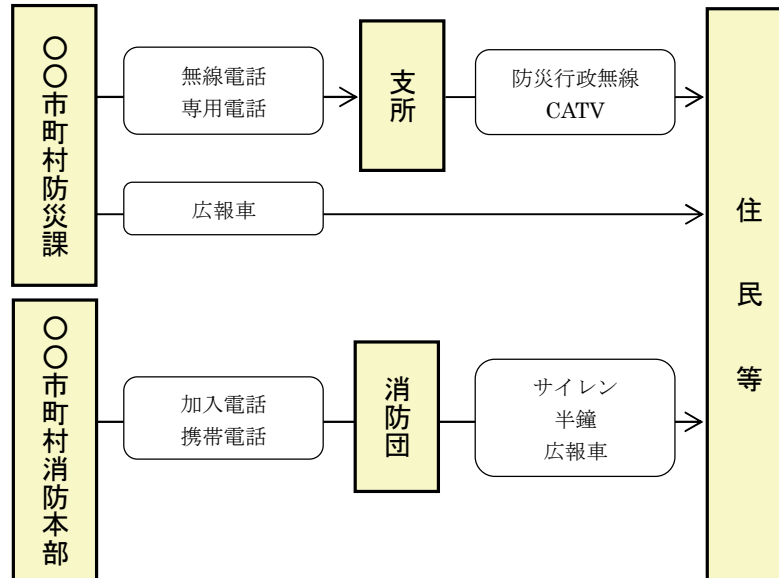
市町村長が不在あるいは市町村長に連絡がとれない場合は、副市町村長、〇〇の順位でこれを代行する。

避難指示の解除の発令は、津波注意報等の解除が発表され、津波による被害発生の恐れがないと判断された時点とする。

### 3 伝達方法（伝達系統）

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、第3章「2 津波情報の収集・伝達」に示すように、防災行政無線、サイレン、半鐘、広報車、CATVなど、多様な方法で行う。

伝達系統は次のとおりとする。



避難指示の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

こちらは、防災 〇〇市町村です。

ただいま、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

大変危険な状況です。

避難中の方は、直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。

十分な時間が無いときは、近くの安全な建物や高台に避難してください。

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

（避難の必要性や切迫感を強く訴えるための命令口調の例）

市町村災害対策本部から、緊急避難命令。

大津波警報。大至急、避難せよ。

〇〇地区に避難指示を発令。

ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難せよ。

## 第6章 避難行動要支援者の避難対策

### 1 情報伝達・共有

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難が的確に行えるよう支援対策を定める。

大津波警報、津波警報、津波注意報、避難指示の住民等への伝達方法は、防災行政無線、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、市町村は、避難行動要支援者の態様に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、避難誘導等に従事する者による支援体制を確立する。

避難行動要支援者に対する情報伝達方法は以下のとおりとする。

＜以下のような点について具体的に記載する＞

- ①システムの耐災害性の強化
- ②緊急速報（エリア）メールの活用
- ③同報系システムの効果的な組み合わせ
- ④Jアラートによる自動起動
- ⑤Lアラート（災害情報共有システム）の活用

### 2 避難行動の援助

津波発生の恐れにより、避難指示が発令されたときには、該当する地域の避難行動要支援者の指定緊急避難場所等への介護及び搬送は、避難支援等関係者等によるものとし、市町村は介護または搬送に必要な資機材の提供その他の支援を行うものとする。

### 3 社会福祉施設等の避難対策

津波災害警戒区域内にあり市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、避難誘導、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画を作成・公表し、それに基づく避難訓練を実施するものとする。

災害発生時には、あらかじめ定められた方法により、津波に関する情報、予報及び警報が伝達され、避難確保計画に基づき施設利用者の避難を行うものとする。

## 第7章 津波防災教育・啓発

津波防災教育・啓発においては、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに、率先して避難行動を取ることを徹底させることが重要である。

津波防災教育・啓発は、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施する。

### ①津波防災教育・啓発の手段、方法

次のような手段、方法で、津波防災教育・啓発を実施する。

マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞等
印刷物、DVD	パンフレット、広報誌、DVD等
インターネット	ホームページ、SNS、ツイッター
津波啓発施設	津波防災センター、津波資料館等
モニュメント等	津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等
学習、体験	ワークショップの開催、防災タウンウォッチング、防災マップづくり等

### ②津波防災教育・啓発の内容

津波に関する基礎知識、ハザードマップ、津波避難計画などの津波避難対策、日頃の備えや災害発生時の対応等について、次のような内容の教育・啓発を行う。

過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、避難指示、指定緊急避難場所、避難路等
日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

### ③津波防災教育・啓発の場

津波防災教育・啓発は、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会等）、事業所等において実施する。その際、幼少期からの防災教育に配慮する。

また、地域社会や事業所等において津波防災教育・啓発を継続的・効果的に行うために、防災リーダーとなる人材を育成する。

## 第8章 避難訓練

円滑な避難に資するため、年1回以上、津波避難訓練を実施する。実施後は、検討会等を開催し、問題点の検証を行うものとする。

避難訓練は、次のような体制、内容等で実施する。

実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 多様な主体の参画を得て実施する。</li><li>● 住民、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団・水防団、ボランティア団体等。</li><li>● 訓練内容によっては、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者等の参画を得る。</li></ul>
参加者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促す。</li><li>● 避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。</li></ul>
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、津波の発生から終息までの時間経過に沿って具体的かつ実践的な訓練ができるような訓練内容の設定を行う。</li><li>● 実施時期は、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する。</li><li>● 訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していく。</li><li>● 訓練内容は次のような事項を想定する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集・伝達</li><li>・ 津波避難訓練（実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握）</li><li>・ 津波防災施設操作訓練</li><li>・ 津波・監視訓練</li></ul></li></ul>

## 第9章 その他の留意点

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。

### ①情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置等により情報伝達手段を確保するとともに、利用客への情報伝達を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。

屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達・周知する。特に、海水浴場の利用客への情報伝達方法を定めたマ



マニュアルを作成しておくものとする。

**②施設管理者等の避難対策**

海岸沿いの観光施設、宿泊施設の管理者は、各施設の津波避難計画に従って、原則として、観光客等を指定緊急避難場所等へ避難させるものとする。

**③看板・誘導標識の設置**

市町村は、海抜・津波浸水想定区域の表示、避難方向や指定緊急避難場所等を示した案内看板の設置等の環境整備に努めるものとする。